

答弁書第二三八号

内閣参質一八〇第二三八号

平成二十四年九月七日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出白内障における多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の保険導入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田昌良君提出白内障における多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の保険導入に関する質問に対する答弁書

一、二及び五について

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の保険適用については、引き続き、先進医療専門家会議において検討を行った後に、中央社会保険医療協議会において当該再建術の安全性、有効性等について、科学的な根拠に基づく評価を行い、その可否について検討を行うこととなる。

三について

お尋ねについては、先進医療の平成二十三年度実績報告によると、平成二十二年七月一日から平成二十三年六月三十日までに実施された多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術の件数は三千百八十七件であり、当該再建術について患者が負担した費用の総額は十六億五千百七十八万三千七百四十八円である。

四について

多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術については、平成二十四年一月十九日に開催された先進医療専門家会議と同月二十七日に開催された中央社会保険医療協議会において、その保険適用の可否を評価する

ために必要な有効性、効率性等が十分に示されていないことから、引き続き、先進医療で実施されることが適当と判断されたものである。